

## 「月額9,000円賃上げ」10月以降は新加算で対応

政府が打ち出した「介護職の月額9,000円賃上げ」に向け、全額国費の「介護職員処遇改善支援補助金」が2~9月に実施されます。各事業所の総報酬に、サービスごとに設定された交付率を乗じた金額を、処遇改善の原資として交付します。

### 「介護職員 月額9,000円賃上げ」策

期間	22年2~9月	22年10月以降
名称	介護職員処遇改善支援補助金	新加算 (名称未定)
財源	国費	介護報酬
対象	介護職員。事業所の判断で柔軟な対応を認める	
要件	①処遇改善加算Ⅰ~Ⅲのいずれかを取得 ②取得額の3分の2以上は、介護職員等のベースアップに充てるなど	

員等のベースアップ(基本給、または決まって毎月支払われる手当)に充てる③申請時に賃金改善計画書、期間終了後には実績報告書を都道府県などに提出一一といった要件は補助金と同様としました。①の要件により、居宅介護支援や訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与、居宅療養管理指導が対象外なのも変わりません。

### 加算率は補助金交付率から変更あり

一方で、サービスごとに設定された加算率は、施設サービスを除き、補助金の交付率とは異なるので注意が必要です。

例えば、訪問介護の補助金交付率は2.1%ですが、新加算の加算率は2.4%。認知症対応型共同生活介護は補助金交付率2.0%で、加算率は2.3%に設定されています。これは、かけあわせる「総報酬」が、補助金では介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を加えた額であるのに対し、新加算では両加算を除いた額であるために調整が行われたものです。

また、新加算の申請は8月に受け、10月分から介護報酬として毎月支払われる(実際の支払いは12月から)というスケジュール案も示されました。

つづく 10月以降の対応については、臨時改定を行い介護報酬で対応することが、12月22日の厚労・財務両大臣の折衝で決まりました。

それを受け、10月から新しい処遇改善の加算が創設されることとなり、その概要案が1月12日の介護給付費分科会で示されました。追加の事務負担などが発生しないよう、9月までの処遇改善支援補助金の取得要件などを基本的に引き継ぐこととしています。

### 居宅介護支援や福祉用具貸与など対象外

補助金から加算に切り替わることで事務負担などが発生しないよう、①現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを取得している②補助額の3分の2以上は、介護職

### 介護職員処遇改善 新加算の加算率(案)

サービス区分(予防含む)	加算率	(参考) 補助金 交付率
訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%	2.1%
訪問入浴介護	1.1%	1.0%
通所介護 地域密着型通所介護	1.1%	1.0%
通所リハビリテーション	1.0%	0.9%
特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%	1.4%
認知症対応型通所介護	2.3%	2.1%
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1.7%	1.6%
認知症対応型共同生活介護	2.3%	2.0%
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	1.6%	1.4%
短期入所生活介護		
介護老人保健施設 短期入所療養介護(老健)	0.8%	0.8%
介護療養型医療施設 短期入所療養介護(病院等)	0.5%	0.5%
介護医療院 短期入所療養介護(医療院)	0.5%	0.5%